

一般競争入札に係る手続き開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり開始する。

令和8年9月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1. 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 : 令和8年度 境界測量及び嘱託登記業務
- (2) 履行場所 : 沖縄県全域
- (3) 業務内容 : 別添 仕様書による
- (4) 履行期間 : 契約締結日の翌日から令和9年3月25日まで

本業務は、入札手続き（「一般競争入札参加資格確認申請書」の提出から落札者の決定まで）を紙ベースで行う。

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからイまでに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。
 - ア 土地家屋調査士法人にあっては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、土地家屋調査士が1人以上在籍する土地家屋調査士法人であること。
 - イ 公益社団法人 沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (4) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てをした者にあつては、更正計画の認可がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされた者であること。

3. 入札手続等

- (1) 入札説明書、交付方法等
交付期間 : 令和8年9月25日（金曜日） から
交付方法 : 沖縄県ホームページからダウンロードにより入手すること。
提出方法 : 11. の入札及び契約担当部署に直接持参すること。

4. 入札参加資格の確認申請

2. の入札参加資格に掲げる事項について、参加資格の有無の確認を行うので、本件入札への参加希望者は、「一般競争入札参加資格確認申請書」に、必要な書類を添付し、下記の定めるところにより提出すること。

- (1) 提出日時 : 令和8年9月25日（金曜日）から令和8年10月5日（月曜日）
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
- (2) 提出方法 : 11. の入札及び契約担当部署に直接持参すること（FAXによるものは受け付けない）
- (3) その他
 - ア 資料等の作成に要する費用は、申請者が負担すること。
 - イ 提出された書類を入札参加資格の確認以外には申請者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された書類は返却しない。
 - エ 提出期限後の書類の差し替え、再提出は認めない。

5. 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加資格の確認結果について、各申請者に「入札参加資格確認通知書」により通知する。
なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。
- (2) 入札参加資格がないと判断された者は、書面を持参し、その理由の説明を求めることができる。
なお、書面の様式は自由。

受付期間：令和8年10月9日（金曜日）から令和8年10月19日（月曜日）

午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

6. 入札の日時、場所

入札日時：令和8年10月21日（水曜日） 午前10時00分

入札場所：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁 11階 第2入札室

7. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県財務規則第12号）第100条の規定により、見積る金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

(2) 契約保証金

本件に係る契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

8. 入札、開札及び落札

- (1) 入札参加者は、仕様書に定める各項目の予定数量に応じた単価を各々算出し、その合計額を契約希望金額とすること。
落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

入札の際は、封筒に入札書と業務内訳表（別添 積算資料）を同封すること。

- (2) 入札者は、提出済みの入札書の書き換え、引き換えまたは撤回をすることはできない。
- (3) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (5) 委任状は必要な事項を記載し、委任者及び受任者記名押印のうえ封筒に入れて提出する。

9. 入札の無効と落札決定の取り消し

以下に掲げる事項に該当する入札は無効とする。

また、落札者決定後において、該当落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 日付を欠く入札、または入札の年月日と合わない入札
- (4) 記名押印を欠く入札（代表者印は登録印、代理人印は認印可）
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに談合によると認められる入札
- (8) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者がした入札
- (9) 予定価格が事前に公表された場合に、当該予定価格を超えた金額でした入札
- (10) その他入札の条件に違反した入札
- (11) 虚偽の「一般競争入札参加資格確認申請」を行った者がした入札
- (12) 入札参加資格があることを確認された者であっても、確認後、入札時点において入札参加資格のない者がした入札
- (13) その他沖縄県財務規則第126条(入札の効力)各号の規定に該当する入札、その他関係法令に違反した者がした入札

10. 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出したもので、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者の内開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がある時は、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。

11. 入札及び契約担当部署

所在地 : 〒 900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
担当部署 : 沖縄県企画部 県土・跡地利用対策課 審査・地籍班 (沖縄県庁舎7階)
電話番号 : 098-866-2040

12. 本公告に関する質問及び回答

- (1) 受付期間 令和8年9月25日(金)から令和8年10月9日(金)
午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。
- (2) 提出先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県企画部 県土・跡地利用対策課 審査・地籍班 (沖縄県庁舎7階)
電話番号 098-866-2040
FAX番号 098-866-2559
- (3) 提出方法 持参又はファクシミリにより提出。
※なお、ファクシミリにより提出する場合は、必ず電話により到達確認を行うこと。
- (4) 回答方法 沖縄県ホームページに掲載する。

13. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 最低制限価格は設定しない。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、同施行令、沖縄県財務規則その他の関係法令を熟読し、それらを遵守すること。

入 札 説 明 書

沖縄県知事 玉 城 康 裕
(企画部 県土・跡地利用対策課)

下記業務に係る一般競争入札について、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 : 令和8年度 境界測量及び嘱託登記業務
- (2) 履 行 場 所 : 沖縄県全域
- (3) 業 務 内 容 : 別添 仕様書による
- (4) 履 行 期 間 : 契約締結日の翌日から令和9年3月25日まで

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからイまでに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。

ア 土地家屋調査士法人にあっては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、土地家屋調査士が1人以上在籍する土地家屋調査士法人であること。

イ 公益社団法人 沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (4) 会社更正法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申立てをした者にあつては、更正計画の認可がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされた者であること。

3 本入札に参加することができない者

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその会計者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という）。
- (2) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
- (3) 法人でその役員のうち、暴力団等反社会勢力に属する者がいること。

4 入札参加資格の確認申請

2 の入札参加資格に掲げる事項について、参加資格の有無の確認を行うので、本件入札への参加希望者は、「一般競争入札参加資格確認申請書」に、必要な書類を添付し、下記の定めるところにより提出すること。

- (1) 提 出 日 時 : 令和8年9月25日（金曜日）から令和8年10月5日（月曜日）
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜及び祝祭日を除く）。
- (2) 提 出 場 所 : 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県企画部 県土・跡地利用対策課
審査・地籍班 （沖縄県庁舎7階）
- (3) 提 出 方 法 : 提出場所に持参すること。（FAXによるものは受け付けない）

(4) そ の 他

- ア 資料等の作成に要する費用は、申請者が負担すること。
- イ 提出された書類を入札参加資格の確認以外には申請者に無断で使用しない。
- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 提出期限後の書類の差し替え、再提出は認めない。

5 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認結果については、各申請者に「入札参加資格確認通知書」により通知する。

なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

- (2) 入札参加資格がないと判断された者は、書面を持参し、その理由の説明を求めることができる。

なお、書面の様式は自由。

ア 受付期間：令和8年10月9日（金曜日）から令和8年10月19日（月曜日）
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜及び祝祭日を除く）。

イ 受付場所：沖縄県企画部 県土・跡地利用対策課
審査・地籍班（沖縄県庁舎7階）

6 入札に関する質問、回答

- (1) 本件入札に関する質問は、質問書を書面にて受け付ける。

ア 受付期間：令和8年9月25日（金）から令和8年10月9日（金）
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜及び祝祭日を除く）。

イ 提出場所：沖縄県企画部 県土・跡地利用対策課
審査・地籍班（沖縄県庁舎7階）

ウ 提出方法：持参により提出すること。

- (2) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧場所：沖縄県ホームページに掲載する。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保の納付若しくは提供。ただし、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条第2項の規定に該当すると認められる場合は、その全部又は一部を免除することができる。

- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保の納付若しくは提供。ただし、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条第2項の規定に該当すると認められる場合は、その全部又は一部を免除することができる。

8 入札、開札及び落札

- (1) 入札参加者は、仕様書に定める各項目の予定数量に応じた単価を各々算出し、その合計額を契約希望金額とすること。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札の際は、封筒に入札書と業務内訳書（別添 積算資料）を同封すること。

- (2) 入札者は、提出済みの入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることはできない。
- (3) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (4) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (5) 委任状は必要な事項を記載し、委任者及び受任者記名押印のうえ封筒に入れて提出する。
- (6) 入札日時：令和8年10月21日（水曜日） 午前 10時 00分
- (7) 入札場所：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁 11階 第2入札室

9 入札の無効と落札決定の取り消し

以下に掲げる事項に該当する入札は無効とする。また、落札者決定後において、該当落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 日付を欠く入札、または入札の年月日と合わない入札
- (4) 記名押印を欠く入札（代表者印は登録印、代理人印は認印可）
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに談合によると認められる入札
- (8) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者がした入札
- (9) 予定価格が事前に公表された場合に、当該予定価格を超えた金額でした入札
- (10) その他入札の条件に違反した入札
- (11) 虚偽の「一般競争入札参加資格確認申請」を行った者がした入札
- (12) 入札参加資格があることを確認された者であっても、確認後、本県から指名停止の措置を受け、入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札参加資格のない者がした入札
- (13) その他沖縄県財務規則 第126条（入札の効力）各号の規定に該当する入札、その他関係法令に違反した者がした入札

10 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法、同施行令、沖縄県財務規則その他の関係法令を熟読し、それらを遵守すること。

11 入札及び契約担当部署

所在地：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
担当部署： 沖縄県企画部 県土・跡地利用対策課
審査・地籍班（沖縄県庁舎7階）
電話番号： 098-866-2040